

介護保険負担限度額認定 認定要件

(1) 課税状況

<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯全員が住民税非課税 (世帯分離している配偶者が住民税課税の場合は対象外) <p>※住民税は令和7年度を勘案</p>	→	住民税課税世帯 ⇒ 対象外 住民税非課税世帯 ⇒ (2) 対象者へ
--	---	--------------------------------------

(2) 対象者

(3) 資産要件※2

<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給者 	→	対象 (第1段階)
<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金の受給者 	→	預貯金等が単身1,000万円 (夫婦2,000万円) 以下の場合 ⇒ 対象 (第1段階) 預貯金等が単身1,000万円 (夫婦2,000万円) 超の場合 ⇒ 対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入、合計所得金額※1 及び非課税年金収入の合計が80.9万円以下の方 	→	預貯金等が単身 650万円 (夫婦1,650万円) 以下の場合 ⇒ 対象 (第2段階) 預貯金等が単身 650万円 (夫婦1,650万円) 超の場合 ⇒ 対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入、合計所得金額※1 及び非課税年金収入の合計が80.9万円超120万円以下の方 	→	預貯金等が単身 550万円 (夫婦1,550万円) 以下の場合 ⇒ 対象 (第3段階①) 預貯金等が単身 550万円 (夫婦1,550万円) 超の場合 ⇒ 対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入、合計所得金額※1 及び非課税年金収入の合計が120万円超の方 	→	預貯金等が単身 500万円 (夫婦1,500万円) 以下の場合 ⇒ 対象 (第3段階②) 預貯金等が単身 500万円 (夫婦1,500万円) 超の場合 ⇒ 対象外

※1 ・税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用います。
 合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除した額を用います。

※2 ・場合により金融機関へ照会します。

・第2号被保険者 (40~64歳の方) の資産要件については、預貯金等が単身1,000万円 (夫婦2,000万円) 以下の場合に対象となります。